

## 【正誤のお知らせ 2】

平成 22 年 5 月 14 日  
 ㈱住宅新報社 法律・資格図書編集部  
 TEL.03-3504-0361

【正誤】 上記書籍に、以下のような正誤が見つかりましたので、ご訂正ください。誤りにつきまして、謹んでお詫び申し上げます。

※5 月 12 日掲載の正誤のお知らせの内容に下線部の文言を追加させていただきます。度々ご迷惑をおかけいたしまして申し訳ありません。

ページ・位置		誤	正
71 ※	欄外「住宅借入金等特別控除」 上 11 行目～22 行目	(最高 2,000 万円) の 1% (～略～) 最長 15 年間 (平成 20 年 1 月 1 日から平成 20 年 12 月 31 日 までに入居した場合)	<b>(最高 5,000 万円) の 1% が最長 10 年間 (平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までに入居した場 合)</b>
88	上 7 行目	1) パートタイマーの加入要件 (6 カ月以上雇用見込み)	1) パートタイマーの加入要件 (31 日以上雇用見込み)
96	「健康保険の給付制度」表中、 「給付名称」の欄	特定療養費	<b>保険外併用療養費</b>

【注意点】 FP試験では、試験範囲に含まれる時事的問題など、FP として当然に知っておくべき事項について、基準日にかかわらず出題される可能性があります。そのため、以下の内容を把握しておいて下さい。

## 注意点

- ・ 22 年より社会保険事務所は廃止され、日本年金機構・年金事務所となる。